

# 宇部市 コミュニティ・スクールだより No.4

令和4年度

## 学校運営協議会を充実させるためのポイント

学校運営協議会は、充実した学校運営に向け、学校、保護者、地域が当事者意識をもってしっかりと熟議を行う場です。学校運営協議会を充実させるためのポイントをお示ししますので、各学校の学校運営協議会の在り方の参考としてください。

### 1 開催前

- (1) 校長と学校運営協議会長が、学校運営協議会のねらいを確認したり、協議の方向性を明確にしたりするための打合せを行う。
- (2) 開催通知を配付する際、学校運営協議会委員（以下、「委員」）に事前に考えておいてほしい内容（中心協議題等）について記述しておき、意見をもって出席していただけるよう工夫する

### 2 開催時

- (1) 開会時に学校運営協議会のねらい（事前打合せの内容）を示し、協議の方向性を共有する。
- (2) 「前回協議した内容が、どのように進んでいるか」について確認する。
- (3) 熟議の時間を十分確保するなど、参加者から幅広く意見を取り入れる工夫をする。  
※内容に応じて、子供たちも協議に加わるなど、子供の意見を取り入れる工夫をするとよい。
- (4) 協議したことを、①すぐに取り組めるもの、②継続的に協議が必要なもの、③時間をかけ、様々な調整をしながら実現していく必要があるものなどに整理する。すぐに取り組めるものについては、「誰が、いつまでに、何をする」など、アクションプランを明確にする。

### 3 開催後

- (1) 協議した内容は全教職員に報告するとともに、保護者や地域住民にも学校だよりやコミュスクだより、ホームページ等で広く発信し、情報の共有に努める。
- (2) 学校運営協議会での意見をもとに、地域学校協働活動推進員や地域学校協働本部（社会教育推進委員会）と連携して、具体的な協働活動に結びつけていく。

### 4 年間計画の見直し

年間を通じた学校運営協議会の実施計画を立て、見直しを持つ。

- (例) 5月：課題解決に向かう熟議、9月：カリキュラム・評価に基づく協議、11月：課題解決に向かう熟議、2月：カリキュラム・評価に基づく協議、3月：基本方針の承認